

部落差別はNO! 差別を断ち切る自分になろう



熊本県人権啓発キャラクター
「ココロ」

●県内の部落差別をめぐる現状

県内では、今もなお悪質な差別落書きや差別張り紙、土地購入に際しての市町村窓口への同和地区の有無についての問合せ、企業が市町村へ進出する交渉の中での部落差別発言など許されない行為が発生しています。さらに、SNSやインターネット上で差別情報が掲載されるといった問題も発生しています。

- 部落差別に関わる問題は、居住地や出身地を理由に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題です。
- 平成28年(2016年)「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行後も、県内において部落差別事象が発生していることや、情報化の進展に伴い部落差別を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、熊本県では、令和2年(2020年)6月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しています。

部落差別のない社会を実現するために

- 条例の第7条第2項では、県民や事業者の方に対して、以下のとおり規定しています。

【県民及び事業者の責務】

- ① 同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- ② 同和地区であるか否かを他者に教えたり、広めたりしてはいけません。
- ③ 結婚や就職に際して、その人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼してはいけません。
- ④ その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由として、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。

私たち一人一人が、
部落差別について正しく理解するとともに、
自分の問題として捉え、
具体的な行動につなげていきましょう



熊本県人権啓発キャラクター
「コココロ」

熊本県教育委員会